石島会計メモ

２０２６年９月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

10月から消費税一部変わります

覚えていますか？免税事業者の問題

2023年10月1日よりインボイス制度が始まりました。取引時にインボイスが発行されなければ支払先の消費税負担が大きくなってしまう制度であり、インボイスを発行するには売手側が税務署に届け出をしなければなりません。しかし、売手側が税務署に届け出をすると自動的に課税事業者になり、消費税を納めなくてはなりません。

これまで消費税を納めなくても良い「免税事業者」だった小規模事業者にとって、大変な問題となりました。消費税をのせて請求しても消費税分を納めなくてもよかったのに、納税が必要となる、つまりは、10%近い利益が飛んでいってしまうことになるので、小規模事業者にとって影響が大きかったのです。

緩和措置は用意された

支払い側としては、免税事業者に仕事を依頼すると消費税負担が大きくなってしまうので、同じ仕事をしてもらえるのであればインボイスを発行できる売り手（登録事業者）にお願いしようとします。お客様を失っては困るので、泣く泣く登録事業者になる免税事業者も多くいたわけです。

ただ、いきなりこれでは支払い側にも売手側にも酷なので、経過措置が設けられていました。それが「80%控除」や「2割特例」です。

インボイスが発行できない免税事業者との取引では、支払い側は消費税分の支払い負担が大きくなってしまいますが、2026年9月30日まではこの消費税負担のうち80%は軽減してもらえるのが「80%控除」です。

一方で、免税事業者でいられたのに登録事業者に切り替えて消費税の納税が必要になった売手側には、預かった消費税の2割だけ納税すればよいとする「2割特例」が設けられ、急激な税負担の増加が緩和されているのです。

2026 年 10 月 1 日から扱い変わるので注意

このような制度開始から 3 年が経過し、取り扱いが一部変更となります。まず支払い側の 80%控除ですが、2026 年 10 月 1 日～2028 年 9 月 30 日までの 2 年間は「70%控除」となります。インボイスがない取引では、支払い側の消費税負担がやや重くなります。この控除は 2028 年 10 月 1 日以降も段階的に縮小され、次は 50%、その次は 30%となり、2031 年 10 月 1 日以降は 0%となり控除ができなくなることが予定されています。

そして売手側の 2 割特例ですが、これも 2026 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で終了となります。その代わり、「3 割特例」が適用できるようになります。その名のとおり、売上時に預かった消費税の 3 割を納税すればよいというものですが、大事な注意点があります。

それは、3 割特例を使えるのが個人事業主だけという点です。法人は使うことができません。同じ 10 月 1 日から変わるものとして、前述の 70%控除は個人事業主や法人の区別はないのですが、3 割特例は個人事業主のみ、しかも 2027 年分および 2028 年分の確定申告の 2 年間限定となります。これら 2 つの緩和措置はひとまとめに考えがちですが、このように取扱いに大きな違いがありますので気をつけましょう。

10 月 1 日以降の経理処理に注意

80%控除から 70%控除に変わりますので、10 月 1 日を境とした経理処理にも注意が必要です。同じ免税事業者との取引であっても、2026 年 9 月 30 日以前の取引に関しては 80%控除、10 月 1 日以降の取引に関しては 70%控除と分けなければなりません。同じ事業年度内において混在することになりますので、しっかりと区分していきましょう。

10 月 1 日以降は標準税率（10%）の 80%控除と 70%控除、軽減税率（8%）の 80%控除と 70%控除…のように消費税区分はさらに複雑化します。本当に経理泣かせの変更といえます。それだけ大変なことを経理担当はがんばってくれている、ともいえるのではないでしょうか。